

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月20日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第27号

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和29年鳥取県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削り、同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p>1 <u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>（東日本大震災の被災地における作業に係る災害応急手当の支給の特例）</u></p> <p>2 <u>条例附則第6項第3号、第5号又は第7号の作業に従事した時間（条例附則第7項の規定によりこれらの作業に従事したものとみなされる時間を含む。）が1日について4時間に満たない場合におけるその日のこれらの作業に係る災害応急手当の額は、条例附則第6項に規定する額に100分の60を乗じて得た額とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1 <u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p> <p>2 <u>特殊勤務実績簿は、これに相当する従前の様式のもを保有している間これを使用することができる。</u></p>

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則附則第2項の規定は、平成23年3月11日から適用する。